系統接続に係る事項（注１６）	接続契約締結日	年　月　日	
	接続契約締結先		
	工事費負担金（円[税抜き]）		
更新に係る事項（注１７）	接続枠の継承（注１８）	□　有　□　無	
	電源線の継承	□　有　□　無	
事業実施工程（注１９）	設置工事開始予定日	年　月　日	
	系統連系予定日	年　月　日	
	運転開始予定日	年　月　日	□運転開始済み
	設備廃止予定日	年　月　日	
保守点検責任者	法人名（法人の場合）		
	責任者氏名		
	所属・役職（法人の場合）		
	電話番号		
	法人番号（法人の場合）		
保守点検及び維持管理計画（注２０）	別紙のとおり		
保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注２１）			
解体等に要する費用（注２２）	□外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１１に基づき、内部積立金を積み立てる場合等をいう。以下同じ。）（詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。）		□「内部積立てに係る事項」の添付あり
廃棄等費用（注２３）	総額（円[税抜き]）		
	算定方法		
	積立開始時期	年　月	
	積立終了時期	年　月	
	毎月積立金額（円[税抜き]）		
補助金の受給額（円）（注２４）			
選択する地域活用要件（地域活用要件が求められる場合のみ記入） （（１）自家消費型・地域消費型の①～③又は（２）地域一体型の①～③の６つのうちいずれか１つを選択。）	（１）自家消費型・地域消費型		
	□	①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	
	□	②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	
	□	③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	
	（２）地域一体型		
	□	①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。	
	□	②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。	
	□	③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。	
自家消費・地域消費等計画（注２５）	当該発電設備における発電電力量の見込み	kＷh/年	
	自家消費等の量の見込み	kＷh/年	
	自家消費等の用途		
	自家消費等の比率	%	
	特定供給の有無（注２６）	□　有　□　無	

遵守事項（注２７）	事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２８）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□